（型式承認表示等）

第三十五条　型式承認表示及び法第八十四条第二項の型式承認表示を付した年の表示は、本体の見やすい箇所に、明瞭に次の様式一又は様式二（法第八十四条第二項の場合にあっては、様式三から様式六までのいずれか）により付するものとする。この場合において、様式三から様式六までの右又は下の数字は、型式承認表示を付した西暦年数を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一～六　［略］

（定期検査済証印）

第四十八条　法第二十四条第一項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称（以下この条において「名称」という。）を定期検査済証印に隣接した箇所に表示するものとする。

一　定期検査済証印の形状は、次の様式一又は様式二のとおりとする。この場合において様式一中の円内の数字及び様式二中の円内の上の数字は定期検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式一中の円外の右下の数字及び様式二中の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

様式一・二　［略］

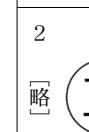
二　［略］

2・3　［略］

（計量証明検査済証印等）

第五十六条　法第百十九条の計量証明検査済証印の形状は、次のとおりとする。この場合において、様式中円外の右下の上の数字は計量証明検査を行った年の西暦年数を表すものとし、様式中円外の右下の下の数字は月を表すものとする。ただし、西暦年数に係る表記方法は、経済産業大臣が別に定める方法とすることを妨げない。

2　［略］



備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（装置検査証印の有効期間の満了の年月の表示に係る経過措置）

第二条　この省令による改正前の特定計量器検定検査規則第二十八条第三項中様式一から様式三までのいずれかの装置検査証印の有効期間の満了の年月の表示は、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあっては、その有効期間の満了の年月までは、この省令による改正後の特定計量器検定検査規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

経済産業大臣　世耕　弘成

別表第一の三（第四条第二項関係）

改正前

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～三　［略］	［略］	［略］

改正後

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～三　［略］	［略］	［略］

○経済産業省令第十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条第一項の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第一の三（第四条第二項関係）

改正前

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～三　［略］	［略］	［略］

改正後

特定計量器	試験	一件についての減ずる金額
一～三　［略］	［略］	［略］